(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。 以下「耐震改修促進法」という。)第6条第1項の規定により定めた海老名市耐震 改修促進計画に基づき、木造住宅の簡易耐震診断、耐震診断、耐震計画書作成、耐 震改修工事等及び解体工事を行う所有者又はその親族に対し、予算の範囲内で補助 金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則(昭和58年規則 第12号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 簡易耐震診断 解体工事を実施するために、国土交通省が定める調査票 (旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票)に基づく耐震 診断をいう。
 - (2) 耐震診断 1級建築士、2級建築士又は木造建築士(以下「建築士」という。)で神奈川県木造住宅耐震診断講習会又はこれと同等と市長が認める講習会を修了した者が、木造住宅の耐震診断と補強方法(国土交通省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会発行)に基づく一般診断法により木造住宅を調査し、報告書を作成する耐震診断をいう。
 - (3) 耐震改修計画書 耐震改修工事を実施するために、原則として耐震診断を行った建築士が作成する計画書をいう。
 - (4) 耐震改修工事 耐震診断による上部構造評点の最小の値が 1.0 未満の木造住 宅を改修し、1.0 以上とする工事をいう。
 - (5) 解体工事 次条に規定する補助対象物をすべて解体することをいう。
 - (6) 住宅 一戸建住宅、長屋及び併用住宅をいう。
 - (7) 市税等 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険

税をいう。

- (8) 現場立会い 原則として、耐震改修計画書を作成した建築士が行う耐震改修工事の施工に関する工事監理業務及び報告書の作成をいう。
- (9) 耐震改修工事等 耐震改修工事及び当該工事に伴う現場立会いをいう。
- (10) 非課税世帯 市民税が非課税である世帯をいう。
- (11) 空き家 居住その他の使用がおおむね半年以上なされていない住宅をいう。
- (12) 耐震相談 市が実施する木造住宅耐震相談をいう。

(補助の対象)

- 第3条 補助金の交付対象となる住宅は(以下「補助対象住宅」という。)、海老名 市内に存するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築工事に着手したもの(建築確認 を受けて、昭和56年6月1日以後に増改築工事に着手した部分の延べ面積が既 存部分の2分の1未満のものを含む。)
 - (2) 2階建て以下であるもの
 - (3) 在来工法による木造住宅であるもの
 - (4) 原則として、耐震診断の結果、上部構造評点の最小の値が1.0未満のもの。 ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
 - ア 耐震診断又は簡易耐震診断に係る補助金の交付を受ける場合
 - イ 解体工事に係る補助金の交付を受ける場合で、簡易耐震診断の結果、倒壊 の危険性があるもの
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。
 - (1) 法人が所有又は管理する住宅である場合
 - (2) 既に同一の補助金の交付を受けている住宅である場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助の対象とすることを特に不適当と認めた場合

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市税等を滞納していない者であって、補助 対象住宅を所有している者又はその親族(2親等以内)とする。ただし、親族が 申請する場合については、所有者についても市税等を滞納していない者でなけれ ばならない。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、次の各号に定める額とする。
 - (1) 簡易耐震診断を行う場合 建築士が行う簡易耐震診断に要する経費とし、3 万円を限度とする。
 - (2) 耐震診断を行う場合 耐震診断に要する経費とし、10万円を限度とする。
 - (3) 耐震改修計画書を作成する場合 耐震改修計画書の作成に要する経費(以下 「耐震改修計画書作成費」という。)の2分の1の額(限度額5万円)
 - (4) 耐震改修工事等を行う場合 次に掲げる額の合計額
 - ア 耐震改修工事に要する経費(以下「耐震改修工事費」という。)の2分の 1の額(限度額90万円)
 - イ 現場立会いに要する経費(以下「現場立会い費」という。)の2分の1の 額(限度額3万円)
 - (5) 解体工事を行う場合 解体工事に要する経費(以下「解体工事費」という。)の2分の1の額(限度額30万円)。ただし、次のいずれかに該当する場合は10万円を加えた額とし、いずれにも該当する場合は20万円を加えた額とする。
 - ア 所有している者及びその親族が非課税世帯である場合
 - イ 空き家である場合
- 2 補助金の額に1,000円未満の金額がある場合は、これを切り捨てた額とする。 (補助金の種類、交付申請)
- 第6条 次の各号に定める補助金の交付を受けようとする者は、行為に着手する前 に、別表第1に掲げる書類により、市長に申請しなければならない。
 - (1) 木造住宅簡易耐震診断費補助金

- (2) 木造住宅耐震診断費補助金
- (3) 木造住宅耐震改修計画書作成費補助金
- (4) 木造住宅耐震改修工事等補助金
- (5) 木造住宅解体工事補助金
- 2 次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる書類を省略することができる。
 - (1) 前項第2号の補助金の交付決定を受けた者が、同項第3号の補助金の交付を 受けようとする場合 別表第1第3項第2号、第5号及び第7号から第9号ま でに掲げる書類
 - (2) 前項第2号及び第3号の補助金の交付決定を受けた者が、同項第4号の補助金の交付を受けようとする場合 別表第1第4項第2号、第5号及び第7号から第10号までに掲げる書類
 - (3) 前項第2号の補助金の交付決定を受けた者が、同項第5号の補助金の交付を 受けようとする場合 別表第1第5項第2号、第5号及び第7号から第9号ま でに掲げる書類
 - (4) 前項第1号の補助金の交付決定を受けた者が、同項第5号の補助金の交付を 受けようとする場合 別表第1第5項第2号、第5号及び第7号から第9号ま でに掲げる書類
 - (5) 前項第5号の補助金の交付を受けようとする者が、簡易耐震診断を行った 場合 別表第1第5項第8号及び第9号に掲げる書類
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合は、別表第1に掲げる書類の 一部の添付を省略することができる。

(交付・不交付決定)

- 第7条 市長は、前条第1項各号の規定による申請書を受理したときは、その内容を 審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、海老名市 木造住宅耐震化促進関係補助金交付・不交付決定通知書(第7号様式)により、当 該申請者に通知するものとする。

(変更又は取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、海老名市木造住宅耐震化促進関係補助金交付(変更・取下げ)申請書(第8号様式)に変更又は取下げに係る書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(変更通知等)

第9条 市長は、前条の申請により交付決定の変更又は取消を行った場合には、海老 名市木造住宅耐震化促進関係補助金交付決定(変更・取消)通知書(第9号様式) により、補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(中間報告)

- 第10条 耐震改修工事等に係る補助金の交付決定を受けた者は、当該申請に係る最初の施工箇所の補強工事後、海老名市木造住宅耐震改修工事等中間報告書(第10号様式)に次に掲げる書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。
 - (1) 使用部材等が確認できる写真
 - (2) 耐震改修工事の各工程の写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(報告及び指示)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、当該申請に係る事業が予定の期間に完了 する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった 場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、別表第2に掲げる書類により、交付申請 年度の2月末日までに、市長に報告しなければならない。

(確定通知)

第13条 市長は、前条の実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、適当 と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、海老名市木造住宅耐震化促進関 係補助金確定通知書(第17号様式)により補助金の交付決定を受けた者に通知する ものとする。

(請求等)

- 第14条 補助金の確定通知を受けた者は、速やかに海老名市木造住宅耐震化促進関係補助金請求書(第18号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(証明書の発行)

- 第15条 市長は、この要綱に基づく補助金を受けて耐震改修工事等を行った者に対して、当該工事の内容を審査した上で、次に掲げる証明書を発行するものとする。
 - (1) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2第2項の規定に基づく住宅耐震改修証明書
 - (2) 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条第6項の規定に 基づく証明書

(取消し及び返還)

- 第16条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると きは、補助金交付決定を取り消し、又は交付した補助金及び前条の証明書の返還を 命ずることができる。
 - (1) 申請に虚偽の内容があったとき。
 - (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 交付決定通知の条件等に違反があったとき。
 - (4) その他市長が認めたとき。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

- 1 木造住宅簡易耐震診断費補助金
 - (1) 海老名市木造住宅簡易耐震診断費補助金交付申請書(第1号様式)
 - (2) 建物の建築年を証明することができる書類(建築確認通知書の写し、固定 資産(家屋)評価証明書等)
 - (3) 簡易耐震診断の見積書の写し
 - (4) 所有者同意書(親族が申請する場合に限る。)
 - (5) 親族関係を示す書類(親族が申請する場合に限る。)
 - (6) 市税等に未納がないことを証する書類
 - (7) 簡易耐震診断を行う者が建築士であることを証する書類
 - (8) 案内図
 - (9) その他市長が必要とする書類
- 2 木造住宅耐震診断費補助金
 - (1) 海老名市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書(第2号様式)
 - (2) 建物の建築年を証明することができる書類(建築確認通知書の写し、固定 資産(家屋)評価証明書等)
 - (3) 耐震診断の見積書の写し
 - (4) 所有者同意書(親族が申請する場合に限る。)
 - (5) 親族関係を示す書類(親族が申請する場合に限る。)
 - (6) 市税等に未納がないことを証する書類
 - (7) 耐震相談の結果報告書の写し(耐震相談を受けたものに限る。)
 - (8) 耐震診断を行う者(以下「診断士」という。)が建築士であることを証する書類
 - (9) 診断士が神奈川県木造住宅耐震診断講習会又はこれと同等と市長が認める講習会を修了したことを証する書類
 - (10) 案内図
 - (11) その他市長が必要とする書類

- 3 木造住宅耐震改修計画書作成費補助金
 - (1) 海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金交付申請書(第3号様式)
 - (2) 建物の建築年を証明することができる書類(建築確認通知書の写し、固定 資産(家屋)評価証明書等)
 - (3) 耐震改修計画書作成費の見積書の写し
 - (4) 所有者同意書(親族が申請する場合に限る。)
 - (5) 親族関係を示す書類 (親族が申請する場合に限る。)
 - (6) 市税等に未納がないことを証する書類
 - (7) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し
 - (8) 診断士及び耐震改修計画書の作成をする者が建築士であることを証する書類
 - (9) 診断士が神奈川県木造住宅耐震診断講習会又はこれと同様と市長が認める 講習会を終了したことを証する書類
 - (10) 案内図
 - (11) その他市長が必要とする書類
- 4 木造住宅耐震改修工事等補助金
 - (1) 海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書(第4号様式)
 - (2) 建物の建築年を証明することができる書類(建築確認通知書の写し、固定 資産(家屋)評価証明書等)
 - (3) 耐震改修工事及び現場立会いの見積書の写し
 - (4) 所有者同意書(親族が申請する場合に限る。)
 - (5) 親族関係を示す書類(親族が申請する場合に限る。)
 - (6) 市税等に未納がないことを証する書類
 - (7) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し
 - (8) 耐震改修計画書(耐震改修計画概要書(第5号様式)、耐震改修工事図 面、改修後を想定した耐震診断の結果報告書)
 - (9) 診断士、耐震改修計画書の作成をした者及び現場立会を行う者が建築士

であることを証する書類

- (10) 診断士及び耐震改修計画書を作成した者が神奈川県木造住宅耐震診断講習 会又はこれと同様と市長が認める講習会を終了したことを証する書類
- (11) 現況の写真
- (12) 案内図
- (13) その他市長が必要とする書類
- 5 木造住宅解体工事補助金
 - (1) 海老名市木造住宅解体工事補助金交付申請書(第6号様式)
 - (2) 建物の建築年を証明することができる書類(建築確認通知書の写し、固定 資産(家屋)評価証明書等)
 - (3) 解体工事費の見積書の写し
 - (4) 所有者同意書(親族が申請する場合に限る。)
 - (5) 親族関係を示す書類(親族が申請する場合に限る。)
 - (6) 市税等に未納がないことを証する書類
 - (7) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し又は旧耐震基準の木造住宅の除却に おける容易な耐震診断調査結果の写し
 - (8) 診断士が建築士であることを証する書類
 - (9) 診断士が神奈川県木造住宅耐震診断講習会又はこれと同様と市長が認める講習会を終了したことを証する書類
 - (10) 現況写真 (解体工事着手前)
 - (11) 案内図
 - (12) 建物配置図(住宅の位置・配置がわかるもの)
 - (13) 非課税世帯を称する書類(住民税納税証明書又は非課税証明書等)(第 5条第2項の規定に該当する場合に限る。)
 - (14) 6月以上空き家であることが確認できる書類(電気使用量明細書、水道使用量明細書等) (第5条第2項の規定に該当する場合に限る。)
 - (15) その他市長が必要とする書類

別表第2 (第12条関係)

- 1 木造住宅簡易耐震診断費補助金
 - (1) 海老名市木造住宅簡易耐震診断完了実績報告書(第11号様式)
 - (2) 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査結果の写し
 - (3) 簡易耐震診断費の領収書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 木造住宅耐震診断費補助金
 - (1) 海老名市木造住宅耐震診断完了実績報告書(第12号様式)
 - (2) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し
 - (3) 耐震診断費の領収書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 木造住宅耐震改修計画書作成費補助金
 - (1) 海老名市木造住宅耐震改修計画書作成完了実績報告書(第13号様式)
 - (2) 耐震改修計画概要書(第5号様式)
 - (3) 耐震改修工事図面
 - (4) 改修計画に基づく改修後を想定した耐震診断の結果報告書
 - (5) 耐震改修計画作成費の領収書の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 4 木造住宅耐震改修工事等補助金
 - (1) 海老名市木造住宅耐震改修工事等完了実績報告書(第14号様式)
 - (2) 耐震改修工事費内訳書
 - (3) 耐震改修工事費及び現場立会費の領収書の写し
 - (4) 耐震改修工事の各工程及び完了後の写真
 - (5) 現場立会い報告書(第15号様式)
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 5 木造住宅解体工事補助金

- (1) 海老名市木造住宅解体工事完了実績報告書(第16号様式)
- (2) 解体工事費内訳書
- (3) 解体工事の施工中及び完了後の写真
- (4) 解体工事費の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類